

貸付金交付方法変更のお知らせ

事業者各位

個人タクシー事業団協同組合
理事長 遠藤進



平素より、組合運営にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、国の方針により小切手制度が全国的に廃止される流れとなっており、金融機関においても小切手の発行・取扱いが順次終了しております。

これに伴い、当組合におきましても、これまで貸付金の交付に使用しておりました小切手を廃止し、金融機関口座への振込に変更させていただくこととなりました。

なお、当組合では現在、小切手帳が一部残っておりますが、制度廃止の趣旨を踏まえ、令和8年4月1日より振込対応へ完全移行いたします。

記

1. 貸付金の交付方法

金融機関口座への振込

2. 振込日

貸付申込受付後 翌週の木曜日

3. 経過措置について

・3月末までの受付分につきましては、状況により従来どおり小切手での対応となる場合がございます。

・4月1日以降は、原則としてすべて振込対応といたします。

本変更は、国の金融制度見直しに基づく全国的な対応であり、当組合独自の判断によるものではありません。

事業者の皆様にはご理解とご協力を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

以上